

主な指摘事項【訪問介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
人員	管理者	・管理者が、併設するサービス付き高齢者住宅の職員として、入所者に対するサービス提供を行う業務に従事することは認められない。管理者の当該業務への従事をとりやめ、専従とすること。	1件
人員	訪問介護員等の員数	・訪問介護員等の員数について、常勤換算方法で2.5以上を確保すること。	1件
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書について、以下の点において不備が見受けられた。 ・重要事項説明書について、同意を受けた日にちの記載が記入されていない説明書が見られたため、同意を受けた日にちを記載すること。 ・サービス提供に関する記録の保管について、保管期間を5年とすることを記載すること。 ・苦情に対する相談窓口について、事業所の窓口のみではなく国民健康保険団体連合会及び保険者についても記載すること。 ・令和3年度の報酬改定について、重要事項説明書を変更し、利用者に対して説明を行い同意を得ること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・事業所の営業日について、実際の営業日との間で齟齬が見られたため、実際の営業日を記載すること。 ・サービス利用料金の記載について、利用者負担額が1割についての記載のみのため2割、3割についても記載すること。	6件
運営	運営規程	・運営規程で定める通常の事業の実施地域について、実際の実施地域との間で齟齬が見られたため、実際の実施地域を記載すること。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。 ・指定居宅サービスその他サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした居宅介護被保険者に対し、領収書を発行すること。	3件
運営	勤務体制の確保等	・一部の従業者の雇用契約書について、職種に記載が不明確なものや常勤・非常勤の別、兼務関係の記載のないものが散見されたため、これらを明記した雇用契約書や辞令書等を発出し、その勤務体制を明確にすること。 ・全ての従業者について、勤務表(出勤簿)において日々の勤務時間(実績)を明らかにすること。	2件
運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供他	・居宅サービス計画が保管されていない利用者があり、居宅サービス計画に沿った訪問介護計画が作成されているか確認ができない利用者がいたため、訪問介護計画の作成については、居宅サービス計画に沿った内容か確認できるような居宅サービス計画を保管すること。	1件
運営	訪問介護計画の作成	・一部の利用者において、サービス提供開始後に同意を得ている利用者があったため、サービス提供にあたっては、訪問介護計画原案を説明し、同意を得た後サービスを提供すること。 ・一部の利用者において、訪問介護計画が未作成のものがあったため、サービス提供にあたっては、居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成すること。	5件
運営	運営基準	・身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施しその記録を保管すること。令和3年度からは年2回以上実施しその記録を保管すること。	4件
運営	秘密保持等	・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得ること。	1件
運営	サービスの提供の記録	・指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録し利用者からの確認を受けること。	1件
運営	掲示	・運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所内の見やすい場所に掲示すること。	1件
介護給付費の算定及び取扱い	特定事業所加算Ⅱ	・全ての訪問介護員に対し、研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた訪問介護員ごとの個別具体的な研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定すること。 ・指定訪問介護の提供にあたっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、訪問介護員等から適宜受けるサービス提供後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保管すること。	2件
介護給付費の算定及び取扱い	初回加算	・初回加算の算定にあたっては、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者の同行が必要であるが、訪問又は同行の記録が確認できない利用者がいたため、サービス提供責任者が訪問した記録がない利用者について自主精査のうえ過誤調整等必要な措置を講ずること。	2件

計30件